

原子力損害の賠償に関する法律案に対する修正案要綱

(36・5・9)

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合において被害者の保護を図るため損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて原子力の研究、開発及びその利用の推進に寄与することを目的とする。

第七条第二項

2 科学技術庁長官は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠償措置額未満となつた場合においては、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命じなければならぬ。

第十四条第一項第三号を次のように修正する。

三 原子炉の運転等をやめた後において第二条第二項に規定する作用により損害が発生する可能性が消滅したとき。